

# 試験検査報告書

平成28年4月25日

依頼者：(株)オー・ド・ヴィ様

厚生労働省登録検査機関  
(食品衛生法第26条)  
一般社団法人  
京都微生物研究所  
総合科学分析センター  
京都市山科区上花山久保町16-2  
TEL(075)593-3320  
検査責任者：

平成28年4月8日 当研究所に依頼された試料について行った検査結果は下記のとおりです。

試料名称	京ぼとろ／京ぼとろ彩			
製造日	平成28年4月5日			
採取者	依頼者(-)			
検査項目	単位	検査結果	定量下限値	備考
トリクロロエチレン	mg/l	0.0004未満	0.0004	0.004mg/l以下
トルエン	mg/l	0.02未満	0.02	0.4mg/l以下
フッ素	mg/l	0.08未満	0.08	2mg/l以下
ブロモジクロロメタン	mg/l	0.001未満	0.001	0.03mg/l以下
ブromoホルム	mg/l	0.005未満	0.005	0.09mg/l以下
ベンゼン	mg/l	0.001未満	0.001	0.01mg/l以下
ホウ素(ホウ酸)	mg/l	1未満	1	30mg/l以下 (ホウ酸として)
ホルムアルデヒド	mg/l	0.008未満	0.008	0.08mg/l以下
有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	mg/l	0.3未満	0.3	3mg/l以下
味		異常なし		異常でないこと
臭気		異常なし		異常でないこと
色度	度	1未満	1	5度以下
濁度	度	0.1未満	0.1	2度以下
混濁		認めず		認めない
沈殿物		認めず		認めない
大腸菌群		陰性		陰性
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/l	43.8	0.5	300mg/l以下
カルシウム硬度	mg/l	35.7	0.5	
マグネシウム硬度	mg/l	8.1	0.5	
以下余白				
検査方法：昭和34年12月28日 厚生省告示 第370号 第1のD				

## 試験検査報告書

平成28年4月25日

依頼者：(株)オー・ド・ヴィ様

厚生労働省登録検査機関  
(食品衛生法第76条)  
一般社団法人  
京都微生物研究所  
総合科学分析センター  
京都市山科区上花山久保町16-2

TEL (075) 593-3320

検査責任者：

平成28年4月8日 当研究所に依頼された試料について行った検査結果は  
下記のとおりです。

検査項目	単位	検査結果	定量下限値	備考
亜鉛	mg/l	0.005未満	0.005	5mg/l以下
カドミウム	mg/l	0.0003未満	0.0003	0.003mg/l以下
水銀	mg/l	0.00005未満	0.00005	0.0005mg/l以下
セレン	mg/l	0.001未満	0.001	0.01mg/l以下
銅	mg/l	0.01未満	0.01	1mg/l以下
鉛	mg/l	0.001未満	0.001	0.05mg/l以下
バリウム	mg/l	0.1未満	0.1	1mg/l以下
ヒ素	mg/l	0.001未満	0.001	0.05mg/l以下
マンガン	mg/l	0.005未満	0.005	2mg/l以下
六価クロム	mg/l	0.005未満	0.005	0.05mg/l以下
亜塩素酸	mg/l	0.06未満	0.06	0.6mg/l以下
塩素酸	mg/l	0.06未満	0.06	0.6mg/l以下
クロロホルム	mg/l	0.001未満	0.001	0.06mg/l以下
残留塩素	mg/l	0.01未満	0.01	3mg/l以下
シアン (シアンイオン及び塩化シアン)	mg/l	0.001未満	0.001	0.01mg/l以下
四塩化炭素	mg/l	0.0002未満	0.0002	0.002mg/l以下
1, 4-ジオキサン	mg/l	0.004未満	0.004	0.04mg/l以下
ジクロロアセトニトリル	mg/l	0.001未満	0.001	0.01mg/l以下
1, 2-ジクロロエタン	mg/l	0.0004未満	0.0004	0.004mg/l以下
ジクロロメタン	mg/l	0.002未満	0.002	0.02mg/l以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトラ ンス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/l	0.004未満	0.004	0.04mg/l以下 (シス体とトランス体の和として)
ジブromクロロメタン	mg/l	0.001未満	0.001	0.1mg/l以下
臭素酸	mg/l	0.001未満	0.001	0.01mg/l以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	0.02未満	0.02	10mg/l以下
総トリハロメタン	mg/l	0.01未満	0.01	0.1mg/l以下
テトラクロロエチレン	mg/l	0.001未満	0.001	0.01mg/l以下

検査方法：昭和34年12月28日 厚生省告示 第370号 第1のD